第 11 回 にいがた食の安全･安心審議会

別添資料Ⅰ

１　基本計画と審議会のこれまでの経過　･･･ ｐ１

２　にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について　･･･ ｐ２

３　基本計画の改定の考え方　･･･ p14

４　取組指標の見直し案（目標値以外）　･･･ p16

基本計画と審議会のこれまでの経過

	条例・基本計画の動き	審議会の動き
平成17年度	平成17年10月 **にいがた食の安全・安心条例** 制定	
18年度	平成19年3月 **第１次にいがた食の安全・安心基本計画策定** （計画期間：平成19～24年度）	第1回審議会（6/12） 第2回審議会（7/13） 第3回審議会（10/24） 第4回審議会（1/15）
19年度		第5回審議会（6/12）
20年度	平成20～21年度 **条例及び基本計画の見直し**	審議会委員改選 第6回審議会（7/30）
21年度	平成22年1月 **基本計画を一部改訂**	第7回審議会（12/18）
22年度		審議会委員改選 第8回審議会（10/19）
23年度		第9回審議会（10/19） 第10回審議会（2/16）
24年度	平成24年度末までに **基本計画を改定**	審議会委員改選 第11回審議会（12/21） 第12回審議会（3月予定）
25年度		

平成 24 年 12 月 21 日

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について

1　計画の期間・目標・成果

【計画期間】　平成 19 年度から平成 24 年度までの６年間

【計画の目標】食の安全・安心の実現
→（食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること（にいがた食の安全・安心条例第２条第１号））

【成果指標】（目標の到達度を測る指標）

新潟県における食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合

※新潟県「夢おこし」政策プラン推進のための意識調査により把握

問　新潟県における食の安全・安心の取組についてどのように感じていますか。
1　十分に行われていると感じている。
2　ほぼ十分に行われていると感じている。
（1、2の合計を指標値とする。）
3　どちらとも言えない。
4　やや不十分だと感じている。
5　不十分だと感じている。

	計画開始前（平成 18 年度）	最新値［a］（平成 23 年度）	最終目標［b］（平成 24 年度）	［a］／［b］
県　　内	42.3%	**55.1%**	50%以上	110.2%
首 都 圏	42.9%	**48.3%**	50%以上	96.6%

2　計画に基づく施策の取組状況

20 施策（取組項目として 74 項目）について取り組んできた。

（各項目の状況は３～10 ページのとおり。）

3　取組指標 34 項目の進捗状況

・現時点で平成 24 年最終目標を達成（◎）　・・・19 項目

・現時点で上方修正前の目標を達成（○）　・・・３項目

→(平成 22 年の基本計画一部改訂時、４指標の目標を上方修正)

・現時点で最終目標の半分以上の進捗率　・・・９項目

・現時点で最終目標の半分以下の進捗率（△）　・・・３項目

（各項目の状況は 11～13 ページのとおり。）

にいがた食の安全・安心基本計画　施策の取組状況

視点1　安全で安心な食品の提供　～見える安全～

施策1　安全で安心な農作物等の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全・安心な農作物等生産技術の普及	・にいがたクリーンランド戦略事業 ・植物防疫総合推進事業 ・植物防疫事業	耕種的防除や発生予察に基づいた必要最小限の防除等、総合的病害虫防除を推進した。	・啓発資料作成・配付: 6,620部 ・予察情報の発行: 40回	農産園芸課	
②	環境保全型農業の推進	・にいがたクリーンランド戦略事業	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	・特別栽培農産物等面積: 74,176ha ・エコファーマー認定者数: 15,548人	農産園芸課	1 2
③	GAP手法の啓発・普及と導入支援	にいがたクリーンランド戦略事業	安全・安心な農産物生産についてGAP（農業生産工程管理手法）の指導者等を対象とした研修会を開催し、理解促進を図った。	1回　77人	農産園芸課	
		きのこ栽培の技術向上に向けたセミナー、講習会等	GAP手法の先進事例について学ぶことで、安全・安心なきのこづくりに自発的に取り組むきっかけとした。	13回	林政課	
④	トレーサビリティの導入支援と普及啓発	トレーサビリティ導入生産段階支援事業	トレーサビリティシステム導入のために必要なデータベースの構築、情報関連機器等の整備を支援した。(H17:1JA)	水稲栽培管理記録簿をデータベース化した農家数:438戸（100%）	食品・流通課	

施策2　安全で安心な畜産物の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	家畜伝染病予防法で定められた飼養衛生管理基準の遵守状況調査・指導	家畜伝染病防疫対応強化推進事業	農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守状況調査・指導を行った。	833農場 遵守割合100%	畜産課	3
②	HACCP方式導入のための啓発・指導、導入農場の認定	選んで安心「にいがた畜産」拡大事業	HACCP方式による衛生管理の導入を促進し、導入した農場を安心農場として認定した。	認定農場: 275農場	畜産課	4
③	家畜伝染病の検査、監視及び防疫体制の整備	BSE検査・清浄化推進事業	24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施した。	762頭 実施率100%	畜産課	5
④	牛肉トレーサビリティ法に基づく生産履歴情報管理システムの円滑な運用に向けた協力	牛肉の生産履歴等情報提供の推進	H15年度に、牛肉の情報公開システムの導入を支援した。 H22年度途中から、独自システム閉鎖し、家畜改良センターの履歴検索システムとリンクさせて情報の提供。	取組生産者 JA:20JA 生産者:106名	食品・流通課	
⑤	豚肉の生産履歴情報の開示の推進	豚肉の生産履歴等情報提供の推進	H16年度に、豚肉の生産履歴情報を消費者からの問い合わせに対して提供するシステムの導入を支援した。 導入以降、生産履歴情報の提供。	取組生産者 JA:16JA 生産者:92名	食品・流通課	

施策3　安全で安心な水産物の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導	講習会、巡回指導等	漁業関係者に対する情報提供と技術指導を実施した。	15漁協	水産課	
②	高度な鮮度・衛生管理施設の導入に対する支援	漁業経営構造改善事業	漁業協同組合による、高度な衛生管理に対応した荷捌き所整備に対し支援した。 (20・21年度:新潟)	9箇所	水産課	6
③	衛生管理型漁港の整備	水産物流通機能高度化対策事業	防暑施設の詳細設計(能生漁港)、清浄海水導入施設・汚水浄化施設の基本設計(両津漁港)を行った。	2港	漁港課	7

施策4　安全で安心な加工食品の提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	各種講習会や機関紙等による食品衛生知識の指導・普及	営業者向け衛生講習会の開催、講師派遣	食品関連事業者への食品衛生知識の普及のため、衛生講習会の開催や講師派遣を行った。	403回 17,128人	生活衛生課	8
		営業者団体機関紙等による普及啓発	営業者団体の機関紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	13回 (食品衛生協会等)	生活衛生課	8
②	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ44,533回	生活衛生課	8
③	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の普及	新潟県版HACCP認定事業の検討	制度構築に向け、内部検討を行った。	引き続き検討	生活衛生課	9 10
④	総合衛生管理製造過程の導入指導	総合衛生管理製造過程の導入指導	通常監視に併せ、指導を実施した。	保健所で指導	生活衛生課	

施策5　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導					
	(1)添加物の適正使用の指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ44,533回	生活衛生課	12
	(2)農薬の適正使用の指導	植物防疫事業	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,553人	農産園芸課	14
	(3)動物用医薬品の適正使用の指導	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	833農場 遵守割合99.8%	畜産課	13
	(4)飼料の適正使用の指導	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	833農場 巡回割合100%	畜産課	
②	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査	市場流通食品等について、添加物や農薬、動物用医薬品等の検査を実施した。	6,765検体	生活衛生課	12
③	自主的な検査の推進	自主検査の推進	(社)新潟県食品衛生協会と協力し、食品関連事業者が自主的に製品検査を行うよう指導した。	7,065検体 21,080件 (新潟県食品衛生協会まとめ)	生活衛生課	

施策6　遺伝子組換え作物の他の作物との交雑・混入の防止

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	栽培基準などの遵守事項の徹底と立入検査の実施による、適切な交雑混入防止措置の確保	栽培基準等の遵守の徹底	遺伝子組換え作物の栽培・研究の計画、動きもなく、実施せず。		農業総務課	
②	交雑混入防止措置を含む栽培計画や栽培状況などの情報の提供	県民への情報提供	遺伝子組換え作物の栽培・研究の計画、動きもなく、実施せず。		農業総務課	

施策7　一貫した監視等の実施

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の指導					
	(1)農薬の適正使用の指導（一部再掲）	植物防疫事業 (再掲)	農薬販売・使用者等に対し、研修会を開催し、農薬の適正使用等を指導した。	12回:1,553人	農産園芸課	14
	(2)動物用医薬品の適正使用の指導(再掲)	動物用医薬品の危機管理	農場を巡回し、動物用医薬品の適正使用と医薬品使用簿の記帳を指導した。	833農場 遵守割合99.8%	畜産課	13
	(3)飼料の適正使用の指導(再掲)	飼料の安全性確保	農場を巡回し、飼料の適正使用と飼料管理簿の記帳を指導した。	833農場 巡回割合100%	畜産課	
②	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施	食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ44,533回	生活衛生課	8
③	新潟県食品衛生監視指導計画に基づく行政検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく行政検査(再掲)	市場流通食品等について、添加物や農薬、微生物、アレルギー物質等の検査を実施した。	6,765検体	生活衛生課	12
④	と畜場、食鳥処理場における適正な食肉衛生検査、BSEスクリーニング検査、食鳥肉検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく食肉衛生検査、BSE検査	計画に基づき、法に定められたと畜検査、食鳥検査を適正に実施した。 また、新潟県産牛の信頼確保のため、BSEスクリーニング検査を全頭実施した。	・と畜検査数: 182,083頭 ・食鳥検査数: 10,894,812羽 ・BSE検査数: 1,961頭	生活衛生課	

施策8　食品等の適正な表示の徹底

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	各種講習会、説明会、セミナーなどによる正しい表示知識の普及啓発	営業者向け衛生講習会の開催、講師派遣(再掲)	食品関連事業者に対し食品表示等の知識の普及のため、衛生講習会や講師派遣を行った。	403回 17,128人	生活衛生課	
		栄養表示関係普及啓発	健康増進法に基づく栄養表示について、講習会等を行い、普及を図った。	延べ90回 553人	健康対策課	

②	広報誌や関係団体機関紙などによる正しい表示知識の普及啓発	食品衛生責任者実務講習会テキストの作成	食品衛生協会が食品衛生責任者を対象に行う実務講習会に用いるテキストに食品表示の内容を盛り込み、知識の普及を図った。	8,843人が受講	生活衛生課	11
		食の安全・安心講演会の開催	身近な食品の表示や安全性についての講演会を開催し、食品表示等に対する消費者への啓発を行った。 (新潟県生活協同組合連合会への委託事業)	上中下越3会場で実施 609人が参加	消費者行政課	
③	食品表示に関する相談窓口の設置による普及啓発	食品表示に関する相談窓口の設置	消費者、事業者双方からの食品表示に対応する相談窓口を設置し相談に応じた。	・本庁:4 ・農林振興部:14 ・保健所:12 ・県消費生活センター ・(新潟市保健所)	生活衛生、食品・流通、消費者行政、健康対策	
④	不適切な食品表示についての改善指導	食品衛生法に基づく食品表示の改善指導	監視や通報で判明した不適切な食品表示については、改善指導を行い、公表基準に従って食品衛生法違反者として公表した。	公表0件	生活衛生課	12
		JAS法に基づく表示の改善指示		0件 (ただし、指導・公表を行った事案が1件あり)	食品・流通課	
		栄養表示関係相談指導(不適正表示の改善指導)	健康増進法に基づく栄養表示について、不適正表示への改善指導を行った。	不適正表示改善指導　延べ25件	健康対策課	
		景品表示法に基づく不当表示の改善指導	景品表示法に基づき、食品の不当表示について改善指導を行った。	・指示　0件 ・注意等　6件	消費者行政課	
⑤	販売店等における食品表示の点検指導、監視の実施	〈食品衛生法〉 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導(再掲)	計画に基づき、食品関連事業者の監視指導を実施した。	延べ44,533回 うち広域流通食品製造施設: 2,405回	生活衛生課	15
		〈JAS法〉 各地域機関が策定する巡回点検指導計画に基づく点検指導	計画に基づき、食品販売店等でJAS法に基づく食品の品質表示の点検指導を実施した。	105店舗	食品・流通課	
		食品表示ウォッチャーによる表示調査	県民から公募した食品表示ウォッチャーから、食品販売店での表示状況について調査いただいた。	調査店舗数 1,214店舗	食品・流通課	16
		新潟米モニターの設置	首都圏で販売されている新潟県産コシヒカリを対象に、品質の調査と併せ、表示状況に関する調査を行った。	19人	食品・流通課	
⑥	外食での牛肉の原産地表示の推進	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。	34事業者75店	食品・流通課	

施策9　危機管理体制の整備

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	食品関連事業者に対する、危機管理体制の整備や事故発生時の対応の啓発	食品関連事業者向け衛生講習会の開催、講師派遣(再掲)	食品関連事業者への食品衛生知識の普及のため、衛生講習会の開催や講師派遣を行った。	403回 17,128人	生活衛生課	
②	食品等に起因する健康被害事例の適切な調査と被害拡大防止指導	・食中毒調査 ・不良食品調査	食品等に起因する健康被害事例が発生した場合、関係機関と連携し、迅速かつ的確に調査を行うとともに被害拡大防止を図った。	食中毒事件:14件 (H23年1-12月、県対応12件、新潟市対応2件) ・うち原因食品が判明した事件:14件	生活衛生課	8
③	消費生活センター等の苦情相談窓口機関との連携強化	苦情相談窓口の連携強化	健康被害のおそれのある食品についての苦情は、保健所等専門機関へあっせん又は情報提供するようにした。	県センター受付件数:10件 (うち保健所あっせん4件)	消費者行政課	
④	緊急事態発生時の迅速な公表の実施	緊急事態発生時の迅速な公表	健康危機発生時等には、県民に速やかに周知するため、プレスリリースを行うとともに、県ホームページに情報を掲載した。	食中毒事件公表:12件 (H23年1-12月、新潟市除く県内)	生活衛生課	
⑤	緊急時の検査支援体制の検討	民間検査機関との情報交換等	民間検査機関団体の研修会に出席し、情報交換を行った。		生活衛生課	
⑥	健康危機管理対応演習の実施	健康危機管理対応演習の実施	保健所の担当職員を対象に健康危機管理対応演習を実施し、職員のスキルアップを図った。	1回	生活衛生課	17

施策10　研究開発の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	食品中の残留農薬一斉分析法の研究開発	国と協力し、残留農薬の一斉分析法の研究開発に取り組んだ。	検査可能な農薬・動物用医薬品数:約400種	生活衛生課	18
②	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	食中毒・感染症病因物質の迅速分析法の開発	・黄色ブドウ球菌の疫学解析手法の迅速化・効率化を検討した。 ・ノロウイルスに汚染されたステンレス表面からの拭き取りの検出効率を調査した。		生活衛生課	
③	品種改良や生物的・物理的・耕種的防除法を活用した安全・安心な農作物生産技術の開発	地域ニーズ先端技術開発	コシヒカリBLの利用技術など化学合成農薬を低減するための技術開発等に取り組んだ。	研究課題数 10課題	農業総務課	19
④	有害土壌汚染物質(土壌中の残留農薬等)の除去、吸収抑制技術の開発	地域ニーズ先端技術開発	土壌中の有害土壌汚染物質の除去技術や吸収しにくくする土壌管理技術の開発等に取り組んだ。	研究課題数 1課題	農業総務課	
⑤	生鮮水産物の鮮度の保持に必要な技術の開発	鮮度管理手法検討開発事業	高鮮度を維持できる鮮度管理手法の確立に向けた開発研究に取り組んだ。		水産課	

視点2　食の安全・安心を育む信頼関係の確立　～知る安心～

施策11　県からの情報発信の強化

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	県ホームページによる情報提供	にいがた食の安全インフォメーションホームページ	県ホームページを活用し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	ホームページアクセス・・・78,200件	生活衛生課	20 23
②	テレビ、新聞や県の広報紙など県の広報媒体や市町村広報紙、関係団体の機関紙などを活用した情報提供	広報媒体を活用した県民への情報提供	メールマガジン、新聞、広報紙など県の広報媒体により情報提供を行った。	メールマガジン登録：971人	生活衛生課	21 23
				マスメディアを活用した広報 ・新聞7回 ・テレビ2回 ・ラジオ1回	生活衛生課	23
			営業者団体の広報紙等に、食品衛生に関する記事を寄稿し、正しい知識の普及啓発を図った。	13回 （食品衛生協会等）	生活衛生課	23
③	食品関連事業者等へのチラシ配布、ファックス送信による情報提供	ノロウイルス情報、腸炎ビブリオ情報の定期的な配信	冬期にノロウイルス情報、夏期に腸炎ビブリオ情報を作成し、メール、FAXなどにより関係者にタイムリーな情報を配信した。	流行期に隔週で配信	生活衛生課	23
④	食品販売店や飲食店を活用した消費者への情報提供	店頭掲示板による情報提供	スーパーマーケット等の協力を得て店頭に掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」を設置し、食の安全・安心に関する情報をタイムリーに提供した。	協力店206店	生活衛生課	23
⑤	出前講座等の講習会による情報提供	出前講座などの消費者向け講習会の実施	消費者向けに食の安全・安心に関する講習を行った。	39回、2,696人 （うち出前講座15回、874人）	生活衛生課	22 23

施策12　食品関連事業者から消費者への情報提供の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	自主基準の設定・公開制度を活用した、食品関連事業者の情報公開の推進	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度（再掲）	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。	34事業者75店	食品・流通課	
②	健康づくりに寄与する取組を行っている飲食店等の情報提供	健康づくり支援店ホームページ掲載	健康にいがた21ホームページに健康づくり支援店の紹介を行った。	1,820店 （H24.3月末現在）	健康対策課	24
③	消費者の見学を受け入れている製造所等食品関連事業者の情報提供	食について学べる施設等のホームページでの紹介	食について学べる県内の施設及び消費者の見学を受け入れている食品メーカーの検索窓口をホームページに掲載した。	ホームページ掲載中	生活衛生課	
④	県ホームページを活用した自主回収情報の公開	食品回収情報の提供支援事業	事業者からの自主回収報告に基づき、県ホームページに自主回収情報を掲載し、情報提供を支援した。	11件	生活衛生課	
⑤	トレーサビリティシステムに基づく消費者への情報提供	米、園芸品目の生産履歴等情報提供の推進	H16年度に、生産履歴情報開示システムの導入を支援した。 導入以降、H22年度も全農にいがたのホームページで生産履歴情報を開示した。	全農HPでの情報開示 米：全26JA 園芸：16JA のべ71品目	食品・流通課	
⑥	農業体験を通じた消費者への情報提供	おいでよ新潟！子ども体験活動受入拡大支援	子どもたちを受け入れるための体制整備や体験メニューの開発等の取組を通じて新たな受入地域づくりを推進した。	7地区	地域農政推進課	25

施策13　消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	消費者、食品関連事業者、県の相互理解をすすめるイベント等の開催	食の安全・安心意見交換会	食の安全・安心に関するテーマで、消費者、事業者、行政による意見交換会を開催した。	21会場、 延べ3,685人参加	生活衛生課	26
②	にいがた食の安全・安心審議会の開催	にいがた食の安全・安心審議会	にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況の点検等を行った。	2回開催	生活衛生課	27
③	関係団体が行う相互理解の取組の支援	食品関係団体等を対象とする講習会	食品関係団体等を対象とする講習会等に職員を講師として派遣した。	403回 17,128人	生活衛生課	
④	消費者が自ら行う食の安全・安心に関する取組に対する支援	消費者向け講習会等への講師派遣	消費者向け講習会等に職員を講師として派遣した。	39回、2,696人	生活衛生課	

施策14　自主基準の設定及び公開の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	自主基準の設定・公開制度の創設、普及 （再掲）	外食での原材料原産地表示取組宣言店制度（再掲）	県の指針に基づき、外食事業者が自主基準を設定し牛肉の原産地表示に取組むことを促進した。（再掲）	34事業者75店	食品・流通課	
②	外食での牛肉の原産地表示の推進 （再掲）					

施策15　食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	食の安全・安心に関する知識の普及	調理師再教育事業	県調理師会に委託し、県内調理師への講習として食品衛生学を講義した。	延べ10会場 321人	健康対策課	28
②	食育を通じた本県農林水産業に対する理解の推進	学校給食における地場産農林水産物の使用食品数調査	地場産農林水産物の使用食品数を食材数ベースで調査した。	抽出：10校 10回／年	保健体育課	28 30
		学校給食における県産野菜利用拡大検討会	県産野菜の流通を促進するため、県産がより使用し易い体制づくりについて検討	17市町村	保健体育課 食品・流通課	28 30
		ごはん食推進講演会	米を中心としたバランスの良い日本型食生活等の重要性について理解促進を図るため、県内の児童等を持つ保護者を対象に、ごはん食の推進を内容とする講演会等を支援した。	21回 延べ1，559人	食品・流通課	28
		水産業に対する理解の促進	漁業者や漁業関係団体が開催する「さかなまつり」等のイベント及び水産教室、料理教室について、支援・協力を行った。	67回	水産課	28

施策16　食の安全・安心に係る施策の申出制度の普及

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出の受付窓口や制度の周知	施策の申出制度をホームページで紹介		生活衛生課	

施策17　食に起因する危害情報の申出制度の普及

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出の受付窓口や制度の周知	危害情報の申出制度をホームページで紹介		生活衛生課	

施策18　国や他の自治体との協力体制の整備

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	国への協力要請、食の安全・安心に関する施策の提言	国への提言	食品の放射能対策について国に要望書を提出した。		生活衛生課	
②	全国食品安全自治ネットワークへの参加、活用	全国食品安全自治ネットワークへの参加	ネットワークを通じて緊密な情報交換を実施した。	11月（東京都）	生活衛生課	
③	県内市町村との連携強化	電子メールによる市町村との情報ネットワークの構築	「ノロウイルス情報」を市町村に電子メールで配信することにより、住民への情報提供で市町村と連携を図った。	ノロウイルス情報10回（流行シーズン）	生活衛生課	

施策19　食の安全・安心に係る人材の育成

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	食品衛生指導員の養成及び継続教育	食品衛生指導員の養成及び継続教育	(社)新潟県食品衛生協会に協力し、指導員の養成講習及び継続教育を実施した。	31回、2,172人	生活衛生課	
②	にいがた食の安全・安心サポーターの設置	にいがた食の安全・安心サポーター設置事業	食に関する高度な知識のある方を食の安全・安心サポーターとして委嘱し、正しい知識の普及に協力いただいた。	サポーター33人委嘱	生活衛生課	31
③	食品衛生監視員のHACCPに関する指導力強化	食品衛生監視員のHACCP研修	民間や国が開催するHACCP指導者養成講習に職員を派遣し、他の監視員へ伝達講習を実施した。	職員2人派遣	生活衛生課	32
④	農薬管理指導士の確保・育成	植物防疫事業	適切な農薬販売・使用に関する知識を有する者として「農薬管理指導士」を養成した。	認定者数:4,519人	農産園芸課	33
⑤	食育ボランティアの登録・育成及び活動支援	食育ボランティアの登録	食育ボランティアの募集、登録を行い、名簿を作成した。県内の小学校・公民館など、関係機関に配布し、その活動実績をとりまとめた。	登録数 個人127人、 10団体(1，587人)	食品・流通課	29

施策20　環境保全に配慮した事業活動の推進

	県の取組	事業等	内容	回数・人数など	担当課	関連する指標
①	環境保全型農業の推進（再掲）	にいがたクリーンランド戦略事業（再掲）	・農薬や化学肥料を低減した特別栽培農産物等の取組・生産等を拡大した。 ・エコファーマーの認定を促進した。	特別栽培農産物等面積:74,176ha エコファーマー認定者数:15,548人	農産園芸課	1 2
②	家畜排せつ物法の遵守状況の巡回調査などによる監視、指導	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進	苦情発生状況調査、家畜排せつ物管理状況調査、家畜排せつ物の適正管理指導を行った。	14地域 遵守割合100%	畜産課	34
③	食品関連事業者の適正な廃棄物処理、排水処理等の推進	適正な廃棄物・排水処理の推進	営業許可時や監視指導にあたり、廃棄物や排水の適正処理について併せて指導した。		生活衛生課	

にいがた食の安全・安心基本計画　指標一覧

◎：現時点でH24目標を達成
○：上方修正前の目標を現時点で達成
△：現時点でH24目標の半分以下の進捗率
再：再掲

施策No	項　目		当初実績（平成18年）	実　績（平成20年）	実　績〔a〕（平成23年）	目　標〔b〕（平成24年）	[a]/[b] (%)	担当課
	【成果指標】食の安全確保の取組が十分に行われていると感じる県内外の住民の割合	**県　内**	**42.3%**	**40.1%**	**55.1%**	**50%以上**	110.2	生活衛生課
		首都圏	**42.9%**	**47.5%**	**48.3%**	**50%以上**	96.6	生活衛生課

【取組指標】

施策No	指標No	項　目	当初実績（平成18年）	実　績（平成20年）	実　績〔a〕（平成23年）	目　標〔b〕（平成24年）	[a]/[b] (%)	担当課
①安全で安心な農作物等の提供	◎1	特別栽培農産物等面積	16,064ha	53,147ha	74,176ha	55,000ha	134.9	農産園芸課
		【参考】県内耕地面積（田畑計）：173,900ha（H23）						
	○2	エコファーマー認定者数	3,846人	11,751人	15,548人	16,000人※	97.2	農産園芸課
		※計画途中で目標を「4,400人」から「16,000人」に上方修正 【参考】県内販売農家数：66,601戸（H22.2.1）						
②安全で安心な畜産物の提供	◎3	飼養衛生管理基準の遵守農場割合	100%	100%	100%	100%	100.0	畜産課
	○4	HACCP方式導入畜産農場の認定数（延べ戸数）	142戸	216戸	275戸	290戸※	94.8	畜産課
		※計画途中で目標を「150戸」から「290戸」に上方修正						
	◎5	24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率	100%	100%	100%	100%	100.0	畜産課
③安全で安心な水産物の提供	◎6	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数	4箇所	6箇所	9箇所	8箇所	112.5	水産課
		【参考】県内荷捌き施設保有漁港数：25（H22年度）						
	◎7	衛生管理型漁港の整備着手港数	1港	2港	2港	2港	100.0	漁港課
		【参考】県内漁港数：64						
④安全で安心な加工食品の提供	◎8	県内の食中毒罹患率（人口10万人当たりの食中毒患者届出人数）	24．5人※①	30．0人	14．9人※②	20人<u>以下</u>	74.5	生活衛生課
		※①過去5年間（平成14年～18年）の平均値 ※②平成23年県内食中毒発生件数：14件、うち原因食品が判明した件数：14件						
	△9	HACCP普及講習会受講者数（延べ数）	0人	0人	0人	300人	－	生活衛生課
	△10	HACCPを取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている食品営業施設数	0施設	0施設	0施設	50施設	－	生活衛生課
		【参考】県内の許可施設数（製造業）：7,015（H22年度）						
⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用	11	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96%	97%	98.8%	100%	98.8	生活衛生課
	◎12	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.74%	0.50%	0.063%	0.6%<u>以下</u>	10.5	生活衛生課
	13	農家巡回による動物用医薬品の適正使用（遵守農場割合）	99.7%	99.9%	99.8%	100.0%	99.8	畜産課
	◎14	農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,272人（平成20年）	1,272人	1,553人	1,200人	129.4	農産園芸課

にいがた食の安全・安心基本計画　指標一覧

◎：現時点でH24目標を達成
○：上方修正前の目標を現時点で達成
△：現時点でH24目標の半分以下の進捗率
再：再掲

施策No		項　目	当初実績（平成18年）	実　績（平成20年）	実　績〔a〕（平成23年）	目　標〔b〕（平成24年）	[a]/[b]（%）	担当課
⑦一貫した監視等の実施	◎再8	県内の食中毒罹患率（人口10万人当たりの食中毒患者届出人数）	24.5人※①	30.0人	14.9人※②	20人以下	74.5	生活衛生課
		※①過去5年間（平成14年～18年）の平均値 ※②平成23年県内食中毒発生件数：14件、うち原因食品が判明した件数：14件						
	◎再12	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	0.74%	0.50%	0.063%	0.6%以下	10.5	生活衛生課
	再13	農家巡回による動物用医薬品の適正使用（遵守農場割合）	99.7%	99.9%	99.8%	100.0%	99.8	畜産課
	◎再14	農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,272人（平成20年）	1,272人	1,553人	1,200人	129.4	農産園芸課
⑧食品等の適正な表示の徹底	再11	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）	96%	97%	98.8%	100%	98.8	生活衛生課
	◎15	広域流通食品製造施設監視数	2,028回	2,125回	2,405回	2,300回	104.6	生活衛生課
		【参考】対象施設数：1,084（H23年度）						
	◎16	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数	990店舗	1,137店舗	1,214店舗	990店舗	122.6	食品・流通課
		【参考】対象店舗数：9,614　H19商業統計表（経済産業省）飲食料品小売業等事業所数						
⑨健康危機	◎17	健康危機管理対応演習実施回数	1回	1回	1回	1回	100.0	生活衛生課
⑩研究開発	18	検査可能な農薬・動物用医薬品数	約300種	370	385	400種以上	96.3	生活衛生課
	◎19	環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	11課題	11課題	11課題	11課題	100.0	農業総務課
⑪県からの情報発信強化	◎20	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	48,562	78,200	50,000※	156.4	生活衛生課
		※計画途中で目標を「30,000件」から「50,000件」に上方修正						
	△21	メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数	197人	437人	971人	3,000人	32.4	生活衛生課
	22	食の安全・安心出前講座開催数	1回	10回	15回	20回	75.0	生活衛生課
	23	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	24.9%	38.2%	50.0%	76.4	生活衛生課
⑫事業者からの情報提供	◎24	健康づくり支援店指定数	874店　※	1194店	1,820店	1,700店以上	107.1	健康対策課
		※平成19年3月要領一部改正 【参考】支援店の対象施設数：27,217（H21福祉保健年報）						
	○25	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）	87,418人・日（平成16年）※①	144,426人・日	199,068人・日	200,000人・日※②	99.5	地域農政推進課
		※①事業開始時点の平成16年を基準とする。 ※②計画途中で目標を「130,000人・日」から「200,000人・日」に上方修正						
⑬相互理解	◎26	県民意見交換会の開催回数	4回	10回	21回	14回	150.0	生活衛生課
	27	にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	4回	1回	2回	3回	66.7	生活衛生課

にいがた食の安全・安心基本計画　指標一覧

◎：現時点でH24目標を達成
○：上方修正前の目標を現時点で達成
△：現時点でH24目標の半分以下の進捗率
再：再掲

施策No		項　目	当初実績（平成18年）	実 績（平成20年）	実 績〔a〕（平成23年）	目 標〔b〕（平成24年）	[a]/[b]（%）	担当課
⑮食育を通じた食の安全安心に対する理解	再23	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合	23.6%	24.9%	38.2%	50.0%	76.4	生活衛生課
	◎再20	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数	24,269	48,562	78,200	50,000※	156.4	生活衛生課
		※計画途中で目標を「30,000件」から「50,000件」に上方修正						
	28	食育に関心を持つ県民の割合	59.8%	54.3%	57.2%	90%以上	63.6	健康対策課
	◎再24	健康づくり支援店指定数	874店　※	1194店	1,820店	1,700店以上	107.1	健康対策課
		※平成19年3月要領一部改正 【参考】支援店の対象施設数：27,217（H21福祉保健年報）						
	◎29	食育ボランティア登録数	165人	150人	個人：127人、団体：10団体（1，587人）	200人※	857.0	食品・流通課
		※目標値達成後は現状値以上を目指す。						
	○再25	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）	87,418人・日（平成16年）※①	144,426人・日	199,068人・日	200,000人・日※②	99.5	地域農政推進課
		※①事業開始時点の平成16年を基準とする。 ※②計画途中で目標を「130,000人・日」から「200,000人・日」に上方修正						
	◎30	学校給食における地場産農林水産物の使用割合	27.1% ※①（平成16年）	31.1%	34.2%	30.0%※②	114.0	保健体育課
		※①事業開始時点の平成16年を基準とする。この調査の対象月は6月と11月 ※②目標値達成後は現状値以上を目指す。使用割合は総食材数ベースで算出。 《内訳》米・牛乳：100%、肉類：57.0%、砂糖・油・種実類を除く食品：44.0%、野菜（いも類除く）：47.5%、水産物：						
⑲食の安全・安心に係る人材の育成	31	にいがた食の安全・安心サポーター数	34人	34人	33人	40人	82.5	生活衛生課
	32	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	89%	88%	79%	100%	79.0	生活衛生課
	◎33	農薬管理指導士認定者数	3,973人（平成20年）	3,973人	4,519人	4,300人	105.1	農産園芸課
	◎再29	食育ボランティア登録数	165人	150人	個人：127人、団体：10団体（1，587人）	200人※	857.0	食品・流通課
		※目標値達成後は現状値以上を目指す。						
⑳環境保全に配慮した事業活動	◎再1	特別栽培農産物等面積	16,064ha	53,147ha	74,176ha	55,000ha	134.9	農産園芸課
		【参考】県内耕地面積（田畑計）：173,900ha（H23）						
	○再2	エコファーマー認定者数	3,846人	11,751人	15,548人	16,000人※	97.2	農産園芸課
		※計画途中で目標を「4,400人」から「16,000人」に上方修正 【参考】県内販売農家数：66,601戸（H22.2.1）						
	◎34	家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	100%	100%	100%	100%	100.0	畜産課

平成 24 年 12 月 21 日
食の安全・安心戦略会議

にいがた食の安全・安心基本計画の改定の考え方

1　計画の位置づけ

にいがた食の安全・安心条例第９条に基づき、「夢おこし」政策プラン（注）を上位計画として、新潟県の食の安全・安心施策を総合的に推進するための計画。

注）**新潟県「夢おこし」政策プラン**
「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」を基本理念とした、新潟県の最上位の行政計画

2　県民意見の反映方法

・にいがた食の安全・安心審議会（12 月、3 月予定）
・県民アンケート（10～11 月）
「食の安全に関する県民意識と新潟県の食の安全・安心行政に求めること」
・パブリックコメント募集（１月予定）

3　スケジュール案

時　期		内　　容
H 24 年	10～11 月	・県民アンケート調査実施
	12 月 21 日	・第 11 回にいがた食の安全・安心審議会 （改定計画の原案たたき台を元に審議）
H 25 年	１月	・審議会意見等を踏まえて改定計画の原案を作成 ・原案についてパブリックコメントを募集
	２月	・県民意見を踏まえて修正案を作成
	３月	・第 12 回にいがた食の安全・安心審議会（修正案を審議会に諮問） ・審議会から答申 ・改定計画完成

４　計画見直しの方向性

（１）現行計画との関係について

現行計画は、県民意見を広く聴いて策定したものであることから、基本的な考え方や構成は尊重して継承する。

・18 年度策定時･･･審議会４回、パブリックコメント、意見交換会、県民アンケート

・21 年度改訂時･･･審議会１回、パブリックコメント

（２）政策プランとの関係について

現在、評価･見直し作業が進められている政策プランと整合を図り、共通の成果指標（基本計画の目的である「食の安全・安心の実現」の到達度を測るための指標）を定める。

【参考】政策プランの評価・見直しスケジュール

時　期	内　　容
25 年３月	現行政策プランの最終評価公表、政策プラン見直し素案
４月	素案についてパブリックコメント募集、市町村意見照会

（３）計画期間

平成 25～28 年度（政策プラン見直しサイクルと同じ）

（４）施策について

ア　現行の 20 施策について、発展的に取り組んでいく（目標を設けて進行管理していく）施策を中心として関連施策を統合し、施策体系を整理する。

イ　現在実施している食品の放射性物質検査等の取組について、独立した一施策として体系の中に位置づける。

（５）取組指標（個々の取組の到達度を測るための指標）について

現行の 34 指標について、審議会意見等を考慮して改廃し、合わせて新指標の創設を検討する。

【考慮する要素】

① 審議会意見の意見（条例第９条第４項）

② 成果との関連づけ（計画の目的達成につながると説明できるもの）

③ 制度・社会情勢等の変化

④ 他計画との整合性

取組指標の見直し案（目標値以外）

◎：H24目標達成　　○：上方修正前の目標達成
△：H24目標の半分以下　　再：再掲

施策No	指標No	項　目	見直し区分	見直し理由等	担当課
①安全で安心な農作物等の提供	◎1	特別栽培農産物等面積			農産園芸課
	○2	エコファーマー認定者数 →エコファーマー累計新規認定件数	変更	集計方法：毎年度、新たに認定されたエコファーマーの認定件数の累計。 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を把握するためには、認定期間が満了したエコファーマーを除外する現在の指標よりも、新たに認定されたエコファーマーの認定件数の累計の方が、指標として適していると判断するため、他の計画も含め見直し検討している。 また、国の政策評価においても累計を指標として活用しており、県の指標との整合性を図るもの。	農産園芸課
②安全で安心な畜産物の提供	◎3	飼養衛生管理基準の遵守農場割合 →家畜衛生に関する講習会の開催回数	変更	・法により遵守が義務づけられているものを指標とすることは不適であると考えるため、当該指標を廃止する。 ・新たな指標として、「家畜衛生に関する講習会の開催回数」を指標とする。（年6回開催）	畜産課
	○4	HACCP方式導入畜産農場の認定数（延べ戸数） →畜産安心ブランド生産農場の認定延べ戸数	変更	・事業に係る認定農場の正式名称に変更	畜産課
	◎5	**24か月齢以上の死亡牛のBSE検査実施率**	**廃止**	・当該検査は、全国で全頭実施する体制が整えられている。 ・また、死亡牛のBSE検査は食の安全・安心とは直接関わりがなく指標として不適。	畜産課
③安全安心な水産物	◎6	高度な鮮度・衛生管理施設導入荷捌き所数			水産課
	◎7	衛生管理型漁港の整備着手港数			漁港課
④安全で安心な加工食品の提供	**◎8**	**県内の食中毒罹患率（人口10万人当たりの食中毒患者届出人数）**	**廃止**	ここでいう「食中毒罹患率」は、医師から届出を受けて行政機関が把握できた患者数統計に基づいており、実際に発生した食中毒患者の全数を反映しているものではない。 厚生労働省研究班の調査によると、実際の食中毒患者数は統計データの数百倍に上るとの推定結果が出されている。 このように実態との乖離が指摘されている統計データを取組指標とするのは適切でない。	生活衛生課
	△9	**HACCP普及講習会受講者数（延べ数）**	**廃止**	この2つ指標は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組む施設を県が認定する制度（いわゆる「県版HACCP認定制度」）の創設を想定して設けた指標。 県版HACCP認定制度を導入するには制度運営のための業務体制の調整や職員の訓練が必要となる一方で、原発事故の発生以来、食品の放射性物質汚染問題が続いている現状を踏まえると、引き続き放射性物質検査業務を最優先に食の安全・安心行政を展開していく必要があることから、認定制度導入の見通しがつかない状況にある。 当面は、事業者に対しHACCPの土台となる基本的な衛生管理について指導するとともに、既存制度（厚生労働省による総合衛生管理製造過程承認制度等）について助言することで、HACCPの推進を図る。	生活衛生課
	△10	**HACCPを取り入れた衛生管理手法について県の認定を受けている食品営業施設数**	**廃止**		生活衛生課
	新①	飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率（仮）	新設	食品の安全性を確保するため、県は毎年度、飲食店・製造業・販売業に対する監視指導計画を策定し、監視指導を実施している。（例：弁当屋には年2回以上など） この計画を着実に実施するとともに審議会への実施状況の報告を通じて取組の発展に資することを目的として、計画に対する達成率を指標として進行管理していくことが適切。	生活衛生課
	新②	加工食品の検査件数の年間達成率（仮）	新設	食品の安全性を確保するため、県は毎年度、加工食品の検査計画を策定し、微生物や添加物等の検査を実施している。 この計画を着実に実施するとともに審議会への実施状況の報告を通じて取組の発展に資することを目的として、計画に対する達成率を指標として進行管理していくことが適切。	生活衛生課

取組指標の見直し案（目標値以外）

◎:H24目標達成　　○:上方修正前の目標達成
△:H24目標の半分以下　　再:再掲

施策No	指標No	項　目	見直し区分	見直し理由等	担当課
⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用	11	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）			生活衛生課
	◎15	広域流通食品製造施設監視数 →広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	変更	これまで監視数として年間2,300回という目標値を設定していたが、この目標値が多いのか少ないのかわかりにくかった。 一方、県は広域流通食品製造施設に対し、業種に応じて年1～2回の目標回数を設定して監視指導していることから、計画に対する達成率を指標とするほうが適切。 合わせて、関連施策に施策5を追加。	生活衛生課
	◎12	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	廃止	食品衛生法に基づく規格基準検査の内容・検体数については、食品安全に関する情勢を踏まえて毎年見直しており、発見される違反食品の違反内容も変わってくるため、一定の違反率目標を設定して比較するのは適切でない。（注1）	生活衛生課
	13	農家巡回による動物用医薬品の適正使用（遵守農場割合）	廃止	添加物、農薬及び飼料について指標とされておらず、動物用医薬品のみ指標とすることは不適。	畜産課
	◎14	農薬販売店等に対する講習会受講者数			農産園芸課
⑦一貫した監視等の実施	再8	県内の食中毒罹患率（人口10万人当たりの食中毒患者届出人数）	廃止	（8に同じ）	生活衛生課
	再12	食品衛生法に基づく規格基準検査違反率	廃止	（12に同じ）	生活衛生課
	再13	農家巡回による動物用医薬品の適正使用（遵守農場割合）	廃止	（13に同じ）	畜産課
	再14	農薬販売店等に対する講習会受講者数	廃止	上記3指標を廃止する中で、補足的な指標である本指標が「一貫した監視等の実施」に係る指標として残ることは適切ではない。	農産園芸課
⑧食品等の適正な表示の徹底	再11	食品衛生責任者実務講習会受講率（県所管分）			生活衛生課
	◎再15	広域流通食品製造施設監視数 →広域流通食品製造施設に対する監視指導回数達成率	変更	（15に同じ）	生活衛生課
	◎16	食品表示ウォッチャーによる調査店舗数			食品・流通課
⑨健康危機	◎17	健康危機管理対応演習実施回数			生活衛生課
⑩研究開発	**18**	検査可能な農薬・動物用医薬品数	廃止	・食品衛生法改正によりH18年に導入された残留農薬等のポジティブリスト制度に対応することを主な目的に、県は検査可能な農薬・動物用医薬品数を計画的に増やしてきた。 ・H23年度時点で目標の約400種に近い385種まで増やしたところであり、当初の目標はおおむね達成しつつある。	生活衛生課
	◎19	環境保全型農業の推進に向けて取り組む研究課題数	廃止	成果との関連性を重視するという取組指標の位置づけからすれば、現指標である研究課題数は、成果との関連性が低いものと考えられる。 また、研究開発は、農林水産物の安全性確保の基礎的な技術に資するものであり、本施策による成果を示す適切な指標はないことから、指標は廃止する。	農業総務課

取組指標の見直し案（目標値以外）

◎:H24目標達成　　○:上方修正前の目標達成
△:H24目標の半分以下　　再:再掲

施策No	指標No	項　目	見直し区分	見直し理由等	担当課
⑪県からの情報発信強化	◎20	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数			生活衛生課
	△21	メールマガジン「いただきます！にいがた食の安全・安心通信」配信登録者数			生活衛生課
	23	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合			生活衛生課
	新③	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	新設	食品に対する消費者の信頼を確保するために情報発信事業の推進が必要であるが、中でも店頭掲示板事業は、多くの消費者に直接見ていただける広報手段として重要であるとともに、事業者との協働事業として意義深い。 この広報手段をより活性化するため、情報更新回数の目標を設定して進行管理していくことが適切。	生活衛生課
⑫事業者からの情報提供	◎24	健康づくり支援店指定数 →健康づくり支援店の支援内容の拡充	変更	①健康づくり支援店指定数はH24目標を達成し、県民が栄養や健康づくりに関する情報を入手しやすい環境が整ったと考える。 ②複数の支援内容を実施する店舗を増やすことで、より県民のニーズに合わせた支援を行うことを目指し、指標の変更を行う。 ③食育推進計画、健康にいがた21とも目標を合わせ、整合性をとる。	健康対策課
	25	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）			地域農政推進課
	再新③	店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数（年間）	新設	（新③に同じ）	生活衛生課
⑬相互理解	22	食の安全・安心出前講座開催数 （関連する施策の番号を11から13に変更）	変更	出前講座は情報発信事業であることから、これまで「施策11 県からの情報発信の強化」に位置づけてきたが、この事業が有する以下の性質を考えると、「施策13 相互理解の推進」に位置づけるほうが適していると考える。 ・県主導の講習会と異なり、県民（消費者又は事業者）が聞きたいことを聞くために県職員を呼ぶ形であることから、相互理解につながりやすい。 ・出前講座では内容の良否等について受講者アンケートをとって広報広聴課に提出することから、受講者の感想・意見を広い部局で共有できる。	生活衛生課
	◎26	県民意見交換会の開催回数			生活衛生課
	27	にいがた食の安全・安心審議会の開催回数	廃止	審議会は審議の必要があって開催するものであり、あらかじめ数年後の開催回数を決める性質のものではない。 また、回数増加よりも審議内容の充実を図ることが本質的な問題である。 したがって、開催回数を指標とするのは適切ではない。	生活衛生課
⑮食育を通じた食の安全安心に対する理解	再23	県から食の安全・安心についての情報が十分に提供されていると感じる県民の割合			生活衛生課
	再20	県ホームページ「食の安全インフォメーション」年間閲覧数			生活衛生課
	28	食育に関心を持つ県民の割合			健康対策課
	再24	健康づくり支援店指定数 →健康づくり支援店の支援内容の拡充	変更	（24に同じ）	健康対策課
	◎29	食育ボランティア登録数 →食育ボランティアによる活動対象人数	変更	食育ボランティア登録数は、現在の県食育推進計画（H24目標年度）の指標の一つとなっているが、H23年度において目標数を達成した。 今後は食育ボランティアの活動の場を広げていくことが重要であることから、指標を登録数から活動対象人数に変更することを検討中であり、それにあわせた形で変更する。	食品・流通課
	再25	学童等体験活動参加者数（修学旅行や総合学習等で体験交流に参加した小中学生の数）			地域農政推進課
	◎30	学校給食における地場産農林水産物の使用割合			保健体育課

取組指標の見直し案（目標値以外）

◎:H24目標達成　　○:上方修正前の目標達成
△:H24目標の半分以下　　再:再掲

施策No	指標No	項　目	見直し区分	見直し理由等	担当課
⑲食の安全・安心に係る人材の育成	31	にいがた食の安全・安心サポーター数			生活衛生課
	32	食品衛生監視員のHACCP研修受講率			生活衛生課
	◎33	農薬管理指導士認定者数			農産園芸課
	再29	食育ボランティア登録数 →食育ボランティアによる活動対象人数	変更	（29に同じ）	食品・流通課
⑳環境保全	再1	特別栽培農産物等面積			農産園芸課
	再2	エコファーマー認定者数 →エコファーマー累計新規認定件数	変更	（2に同じ）	農産園芸課
	◎34	家畜排せつ物法を遵守している生産者の割合	廃止	法により遵守が義務づけられているものを指標とすることは不適であると考えるため。	畜産課
㉑食品の放射能対策	新④	食品の放射性物質汚染について不安を感じる県民の割合（仮）	新設	平成23年11月に実施した県民アンケートでは、約75%の人が食品の安全性に不安を感じていると答え、そのうち具体的な不安要素として「放射性物質による汚染」を挙げた人が約65%と最も多かった。（次いで添加物（約53%）、輸入食品（約42%）） このことから、放射性物質汚染に関する県民の不安を低減していくことが重要であり、取組指標として「食品の放射性物質汚染について不安を感じる県民の割合」をアンケートで把握するのが適切。	生活衛生課

【説明】

(1)指標数･･･現行34 － 廃止10 ＋ 新設4 ＝ 28

(2)施策6（遺伝子）、施策14（自主基準）、施策16と17（県民申出制度）、施策18（協力体制）には元々指標がなかった。

(3)施策7（一貫監視）は、見直しにより再掲指標が1つ残るのみ。

(4)施策10（研究開発）は、見直しにより指標がなくなる可能性が高い。

(5)施策20（環境保全）は、見直しにより再掲指標が2つ残るのみ。

(6)施策12（検査違反率）が指標として適さないことの補足説明（注1）

原発事故の発生を受けて、H23年度から放射性物質検査を重点化。その前後（22年度と23年度）に検査で発見した違反食品の内訳を見ると、次のとおり大きく異なっている。
・H22年度･･･5件（表示2、残留農薬1、添加物使用基準1、微生物規格1）
・H23年度･･･4件（放射性物質3、残留農薬1）

(7)「施策21 放射能対策の推進（仮称）」に関する指標の検討

他に以下の案を考えたが、いずれも問題あり。

案①）食品の放射性物質検査の検体数

･･･最新の検出動向を踏まえて必要と考えられる品目・検体数を計画すべき性質の事業であり、単年計画なら立てられるかもしれないが、4年後の計画を立てるのは困難。

案②）食品と放射能に関する出前講座や意見交換会の開催回数、参加人数

･･･県民意識の最新動向を踏まえて必要と考えられる回数・人数を計画すべき性質の事業であり、単年計画なら立てられるかもしれないが、4年後の計画を立てるのは困難。